

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【公開番号】特開2019-1188(P2019-1188A)

【公開日】平成31年1月10日(2019.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2019-001

【出願番号】特願2017-114819(P2017-114819)

【国際特許分類】

B 6 0 K 20/02 (2006.01)

G 0 5 G 1/00 (2008.04)

【F I】

B 6 0 K 20/02 D

G 0 5 G 1/00 E

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シフトレバーの通路となる通路用開口部を有するハウジングと、

前記シフトレバーが貫通した状態で前記通路用開口部を覆うと共に、前記シフトレバーの移動に伴い前記通路用開口部に沿ってスライド可能なスライドプレートと、を備え、

前記ハウジングが、前記通路用開口部の側部にシフト位置表示用案内部を有し、

該シフト位置表示用案内部に、前記スライドプレートと共に移動可能なポジションインジケータを設置したシフト操作装置であって、

前記スライドプレートに、前記シフト位置表示用案内部へ向けて延びる係止片を一体に設け、該係止片に係留穴を設けると共に、

前記ポジションインジケータに、前記シフト位置表示用案内部に沿って移動し、且つ、前記係留穴に対して挿入高さを可変に収容される棒状ガイド部を設け、

該棒状ガイド部に対し、前記シフト位置表示用案内部に案内される部分と、前記係留穴に対して挿入高さが可変される部分とを、上下に離して設けたことを特徴とするシフト操作装置。

【請求項2】

請求項1に記載のシフト操作装置であって、

前記通路用開口部と前記シフト位置表示用案内部とを、互いに異なる非平行な二つの面に沿って形成したことを特徴とするシフト操作装置。

【請求項3】

請求項2に記載のシフト操作装置であって、

前記通路用開口部を形成した第一の面と、前記シフト位置表示用案内部を形成した第二の面との間に、第二の面が第一の面よりも高くなる段差部を設け、

該段差部に、前記係止片を通す通孔を設けると共に、

前記係止片の前記係留穴周辺における、少なくとも、前記段差部側の部分に、前記通孔の上側の縁部と同じかそれよりも高い水浸入防止用リブを設けたことを特徴とするシフト操作装置。

【請求項4】

請求項 3 に記載のシフト操作装置であって、
前記係止片の前記係留穴と、前記ポジションインジケータとの間の、少なくとも前記段差部側の部分に、排水用クリアランス部を設けたことを特徴とするシフト操作装置。

【請求項 5】

請求項 1 ないし請求項 4 のいずれか 1 項に記載のシフト操作装置であって、
前記ハウジングが、前記通路用開口部の端部に前記スライドプレートの移動範囲を規制可能なストッパ部を有すると共に、
前記シフト位置表示用案内部における、前記ポジションインジケータの移動範囲外となる位置に、前記ポジションインジケータを装着可能なインジケータ着脱部を有することを特徴とするシフト操作装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記課題を解決するために、本発明は、
シフトレバーの通路となる通路用開口部を有するハウジングと、
前記シフトレバーが貫通した状態で前記通路用開口部を覆うと共に、前記シフトレバーの移動に伴い前記通路用開口部に沿ってスライド可能なスライドプレートと、を備え、
前記ハウジングが、前記通路用開口部の側部にシフト位置表示用案内部を有し、
該シフト位置表示用案内部に、前記スライドプレートと共に移動可能なポジションインジケータを設置したシフト操作装置であって、
前記スライドプレートに、前記シフト位置表示用案内部へ向けて延びる係止片を一体に設け、該係止片に係留穴を設けると共に、
前記ポジションインジケータに、前記シフト位置表示用案内部に沿って移動し、且つ、
前記係留穴に対して挿入高さを可変に収容される棒状ガイド部を設け、
該棒状ガイド部に対し、前記シフト位置表示用案内部に案内される部分と、前記係留穴に対して挿入高さが可変される部分とを、上下に離して設けたことを特徴とするシフト操作装置。

これにより、スライドプレートに対するポジションインジケータの高さが可変になる。